

大阪府指定出資法人（(株)大阪鶴見フラワーセンター）
の役員報酬制度に関する意見書

令和2年1月

大阪府指定出資法人評価等審議会

1 はじめに

府OB常勤役員の役員報酬制度については、令和元年11月に当審議会において意見書を取りまとめ、報酬基準の見直しが行われたところである。その際、経営評価制度に基づき毎年度法人をチェックしていく中で、法人のミッション等に大きな変化がある場合は、必要な都度、報酬の見直しを行うべきとの意見を付したところである。

今般、(株)大阪鶴見フラワーセンターにおいて常勤役員を増員することに伴い、再点検を実施した。

会議の開催については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第1回（令和2年1月28日）

・ 指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

2 再点検結果について

(株)大阪鶴見フラワーセンターの役員報酬を点検するにあたっては、令和元年11月の点検と同様、役員の職務・職責等を評価することにより、あるべき報酬水準を導き出すこととした。評価の視点についても、令和元年11月の意見書に記載のとおりである。

また、令和元年11月の評価結果を基準とし、3つの視点に基づきどのような状況の変遷があったかについて点検を実施したことや、代表者と専務・常務クラスとの差について、報酬額基準の80%としたことについても、令和元年11月の意見書に記載のとおりである。

結果については、次のとおりである。なお、新報酬基準額の適用時期については、新役員の就任日より適用すべきであると考えている。

【役員報酬評価結果】

(単位：万円)

法人名	日々の職務内容	重要課題、ミッション	経営判断の自由度、リスク	合計点	新報酬基準		現行報酬基準		差額	特記事項 (報酬基準見直しの主な要因等)
					社長	800	社長	800		
(株) 大阪鶴見フラワーセンター	1	2	2	5	社長	800	社長	800	0	・交流施設の土地賃貸借契約終了後の方向性についての調整など、役員としての職務が増加することが見込まれるものの、新たに常務取締役が就任することにより、役員としての職務が軽減されることから、前回の点数と同様とした。
					常務 ※1	640	-	-	-	

【評価区分】

4 … 特に高い 3 … 高い 2 … 普通 1 … 低い

【報酬基準】

合計点	報酬額
10～12点	1,050万円
9点	1,000万円
8点	950万円
7点	900万円
6点	850万円
5点	800万円
4点	750万円
3点	700万円

【その他】

- ※1 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を20%引下げ
- ※2 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を10%引下げ
- ※3 法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を5%引下げ

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

氏名	職名	備考
上林 憲雄	神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授	会長
久保 明代	株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長	
坂本 守孝	坂本会計事務所 公認会計士	
砂留 洋子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント	
八木 正雄	かけはし総合法律事務所 弁護士	
山本 彰子	山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士	
吉村 典久	大阪市立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	

(五十音順・敬称略)